

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	志知北 (志知北)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

この地域農業の現状としては、農業法人1社・個人農家36件・その他1法人の構成で耕作している。現在、裏作は主に玉ねぎ・レタス・青ねぎやキャベツ等を生産し、表作はほとんど水稻を生産している状況。現状、地域として全く使用していない空き圃場等はないが、高齢化もあり10年後を見据えると約3分の1の圃場が耕作未定(耕作しない可能性がある)or誰かに貸す予定となっている。ほ場整備も進み圃場の条件は良くなっているが、今後の耕作予定を地域として計画していかなないと耕作放棄地がかなり増加すると見込まれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域として高齢化が進む中、1社ある農業法人が現在地域の約20%を借入れて、加工業務用向けに青葱の生産をしている状況。また、地域としてはあわじ島農協や青果会社を通じて玉ねぎやレタスを主に生産していますが、今後は圃場の集約を行い機械化を進めたりドローンの活用などスマート化も進めていく必要がある。また、地域としての特産品として一部果樹等への転換や将来に向けて玉ねぎの輸出等も考えていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画を作成する中で事前に話を進めておく。 将来に向けて誰かに貸す予定の方や未定の方にあらかじめ地域として話を進めておく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
具体的にはまだまだ地域として話は出来ていないが、今後農地中間管理機構を活用しながら空き圃場等を共有し、効率的に農地の集約化を進めていきたい。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域としては、近い将来、ほ場整備の工期が終わるので取り組みとしては特にない状況。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在、農業法人が1社この地域に存在している。今回の地域計画で空き圃場等や耕作放棄地になる予定はない。一方で、1社だけではリスクも高いため、地元の農業者が農地を集約しつつ、法人を設立し規模拡大を目指す他、新規農業者の受け入れ等、積極的に経営力ある担い手確保を行っていきたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状は委託の取り組みを行っていない。今後も地域の農業者の高齢化が進行するため、これまで以上に農作業の委託に取り組むことも十分に考えらる。支援サービス等の内容については、地域内の状況について共有を進めながら執り行っていきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山沿いにある獣害柵の手直しや確認を毎週行っている。
- ③ドローンやトラクターのGPS(直進キープ等)機能の活用する。
- ④地域の特産品として、玉葱の輸出についても検討していく。
- ⑤新規地元特産品として、果樹ハウスを検討する。
- ⑧現在の施設が老朽化が進んでいるので、より効率化を求めた施設が必要。